

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成25年4月1日～平成28年3月31日の3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。

- (ア) 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施
- (イ) 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- (ウ) 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し
- (エ) 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
- (オ) 育児休業後における原職又は原職担当職への復帰のための業務内容や業務

<対策>

- 平成25年4月～ 労働法・就業規則に関する研修テキストを作成する。
- 平成25年6月～ 上記テキストに基づき、従業員全員に労働法研修を受講させる。

目標2：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知する。

<対策>

- 平成25年4月～ 労働法・就業規則に関する研修テキストを作成する。
- 平成25年6月～ 上記テキストに基づき、従業員全員に労働法研修を受講させる。

目標3：所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- 平成25年4月～ 衛生委員会にて残業が多い労働者を毎月リストアップし、上長に確認する。

目標4：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 平成25年4月～ 衛生委員会にて四半期に一度、有給消化率を精査し、取得率が悪い部署の上長に是正勧告する。